

訪問型サービス・単位数 (2025年4月～)

【月額包括報酬】

サービスコード		サービス内容	対象	区分	2025年 4月改定	算定単位
種類	項目					
A2	1111	訪問型独自サービス11	事業対象者、 要支援1・2	(週1回程度) 1月で5回以上の場合	1,176	1月につき
	1211	訪問型独自サービス12		(週2回程度) 1月で9回以上の場合	2,349	
	1321	訪問型独自サービス13	要支援2	(週2回を超える程度) 1月で13回以上の場合	3,727	

【回数報酬】

サービスコード		サービス内容	対象	区分	2025年 4月改定	算定単位
種類	項目					
A2	2411	訪問型独自サービス21 (身体介護を含む)	事業対象者、 要支援1・2	(週1回程度) 1月の中で全部で4回まで	287	1回につき1 月当たりの 上限3,727 単位
				(週2回程度) 1月の中で全部で8回まで		
			要支援2	(週2回を超える程度) 1月の中で全部で12回まで		
	2511	訪問型独自サービス22	事業対象者、 要支援1・2	生活援助が中心20分以上 45分未満	179	
	2621	訪問型独自サービス23		生活援助が中心45分以上 70分未満	220	
1411	訪問型独自短時間サービス		身体介護が中心20分未満	163		

※高齢者の目線にたったサービス内容の区分を新設

訪問介護事業所の処遇改善加算 (2024年6月以降)

算定項目	加算内容
訪問介護処遇改善加算 (I)	所定単位数の24.5%加算

訪問介護事業所の処遇改善加算 (2026年6月以降)

算定項目	加算内容
訪問介護処遇改善加算 (I・ロ)	所定単位数の28.7%加算

訪問介護事業所の体制加算 (2024年4月以降も継続)

算定項目	加算内容
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の5%加算

高齢者虐待防止措置未実施減算

算定項目	加算内容
高齢者虐待防止措置未実施減算	上記の訪問介護費に対して-1%

業務継続計画未策定減算

算定項目	加算内容
業務継続計画未策定減算	上記の訪問介護費に対して-1%

※業務継続計画未策定減算については令和7年4月1日から適用

初回加算

サービス内容略称	算定項目	2021年 4月改定	2024年 4月改定
初回加算	初回1回に加算	200	200